

1 趣 旨

人口減少や少子高齢化、自然災害の頻発化・激甚化等の社会情勢の変化を踏まえ、令和6年3月に策定した「都市計画見直しの基本方針」に基づき、現行の都市計画について見直しを行う。

2 概 要

(1)対象区域・目標年次・将来人口フレーム

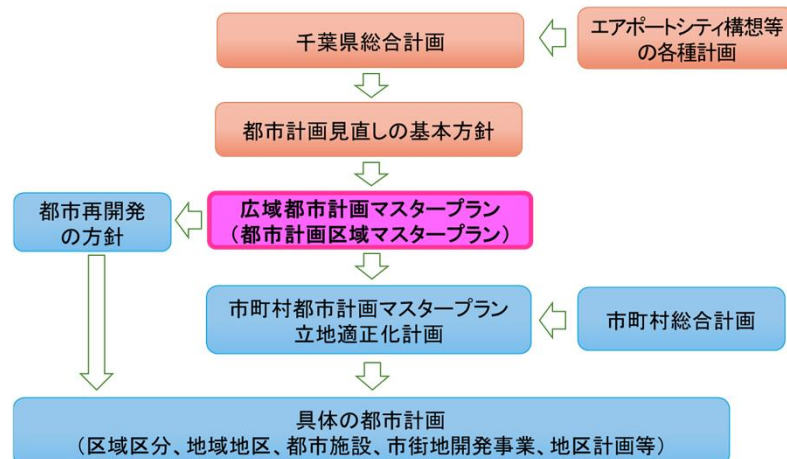
- 目標年次：令和17年（2035年）
- 対象区域：千葉県全域（6広域都市圏）
※東葛・湾岸、印旛、香取・東総、九十九里、南房総・外房、内房
- 将来人口フレーム：約498万5千人（目標年次における市街化区域内人口）

(2) 見直しの基本的な考え方

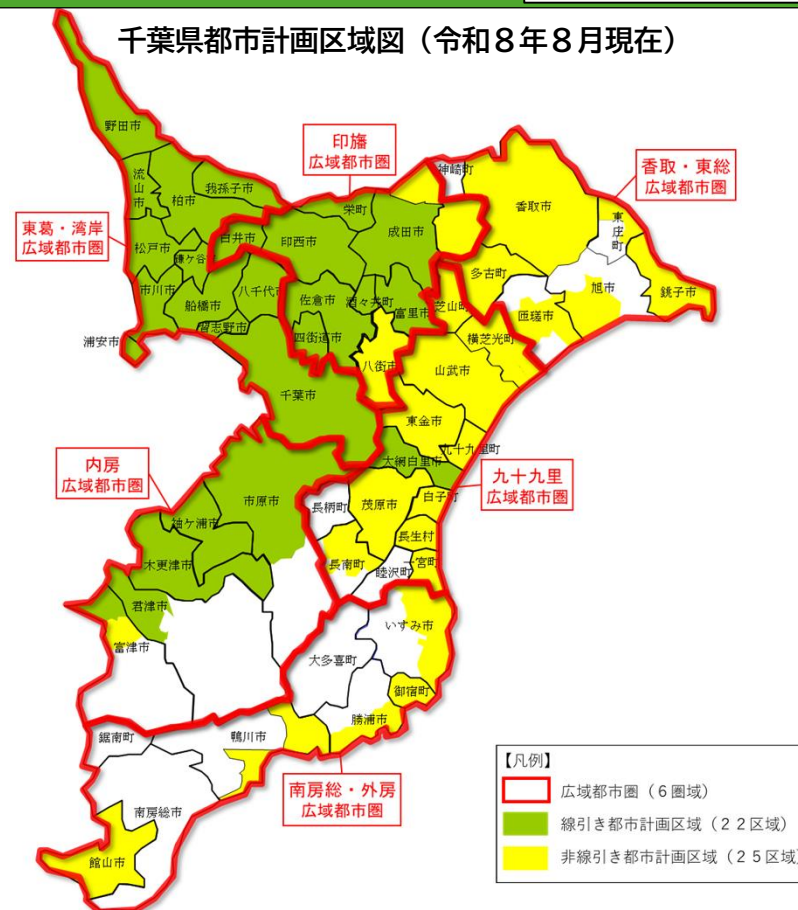
- 以下の5つを都市づくりの基本的な方向として見直しを行う。
 - ✓ 広域的な視点に立ったマスタープランの策定
 - ✓ 人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換
 - ✓ 社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興
 - ✓ 頻発化・激甚化する自然災害への対応
 - ✓ 自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備
- 見直しにあたっては、千葉県の総合計画やSORATO NRTエアポートシティ構想をはじめ、関連する各種計画との整合性に十分配慮する。
- 各種事業の進捗状況、関係する法令の改正等に応じて、時点修正を含め、必要な見直しを行う。

(3) 広域都市計画マスタープラン

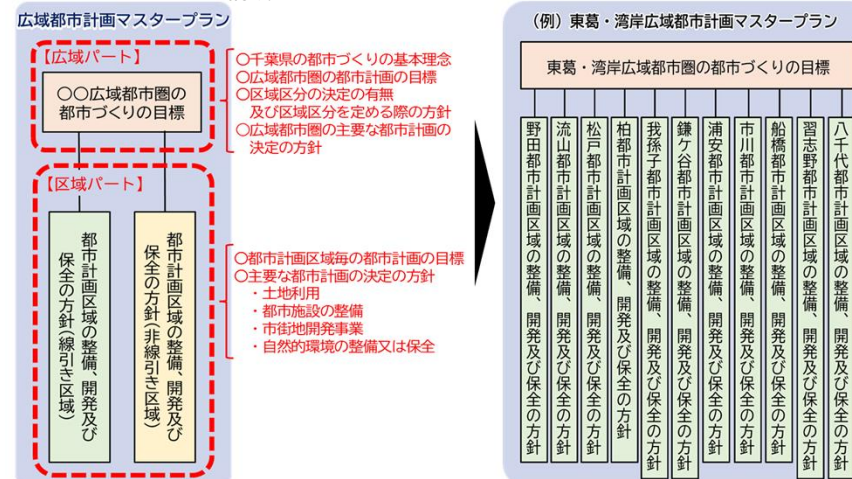
< マスタープラン位置付け >



千葉県都市計画区域図（令和8年8月現在）



< マスタープランの構成 >

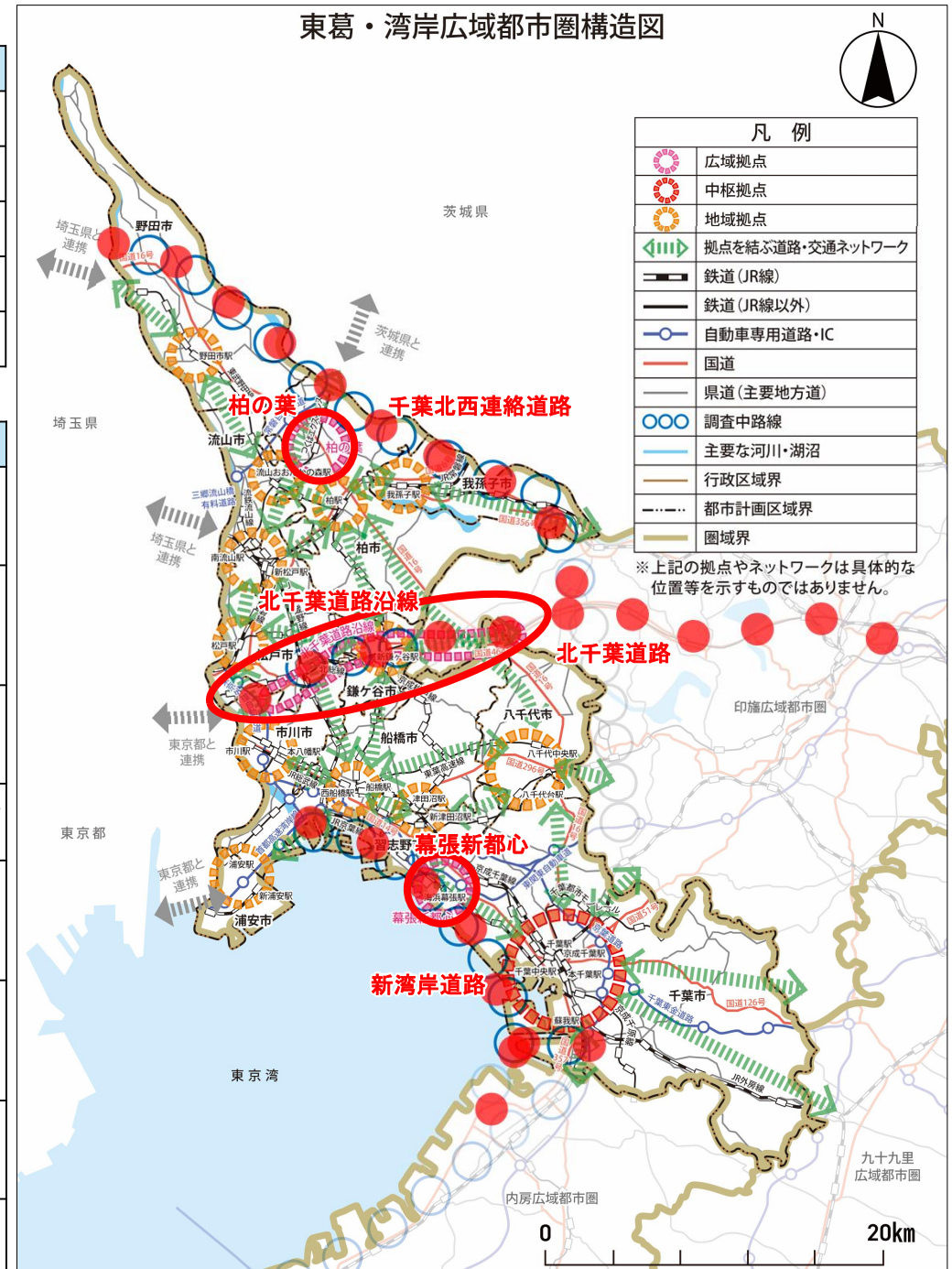


1 東葛・湾岸広域都市圏の都市計画の目標

事 項	主 な 内 容
圏域全体	・ 安心して快適に過ごせるまちづくり、子育て世代が住みやすいまちづくりなど、県内外から人々が集う魅力あふれるまちづくりの推進
居 住	・ 鉄道各駅周辺やバスターミナル周辺は、地域拠点としての都市機能の集積 ・ 主要地方道船橋我孫子線など各拠点をつなぐ利便性の高い道路ネットワークの構築
産 業	・ 幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などにおける産業拠点形成に向けた取組の推進 ・ インターチェンジ周辺、幹線道路沿線、港湾周辺、既存工業団地隣接区域等における新たな産業集積
災 害	・ 北千葉道路の整備促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備促進 ・ 利根川、江戸川、海老川流域などにおける公共下水道の整備や適正な土地利用の規制・誘導
自然的環境	・ 利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等の保全・活用 ・ カーボンニュートラルな都市づくり、グリーンインフラ推進のための緑地保全と都市公園の整備等

2 東葛・湾岸広域都市圏の主要な都市計画の決定の方針

事 項	主 な 内 容
(1) 都市づくりの基本方針 ①人口減少に対応したコンパクトで効率的な都市構造への転換に関する方針	・ 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺における、再開発の促進等による土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、一層の充実
②社会インフラ等を活用した多様な産業の受け皿の創出による地域振興に関する方針	・ 幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などにおける産業拠点形成に向けた取組の推進 ・ 北千葉道路の整備促進、新湾岸道路及び千葉北西連絡道路の計画の具体化に向けた取組、広域的な幹線道路ネットワークへのアクセス道路を含めた国道・県道全体の円滑化に向けた道路整備の推進
③頻発化・激甚化する自然災害への対応に関する方針	・ 北千葉道路の整備促進、新湾岸道路の計画の具体化など災害に強い道路ネットワークの整備促進 ・ 利根川、江戸川、海老川流域などにおける流域治水プロジェクトの主旨に沿った都市づくり
④自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針	・ 浸水被害の軽減、土砂災害防止、カーボンニュートラル、生物多様性、レクリエーション、防災、景観への寄与など、多面的な機能を有するグリーンインフラとしての都市緑地の保全・創出
(2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	・ 幕張新都心、柏の葉、北千葉道路沿線などにおける、適切な土地利用の誘導、産業拠点の形成 ・ 湾岸地域における、港湾機能や流通機能などの立地特性を生かした産業集積 ・ 千葉港における、地域のにぎわい拠点としての整備推進
(3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	・ 北千葉道路の整備や新湾岸道路の計画の具体化といった広域的な幹線道路ネットワーク等の整備促進、国道・県道、高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備推進 ・ 既存施設の長寿命化と、新たな都市施設の整備における、循環型社会の形成や持続可能性の観点を念頭にした広域的な連携の検討、整備
(4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	・ 千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市などの主要駅周辺の都市機能集積地区における、市街地再開発事業等による土地の高度利用と商業・業務、住居、文化などの多様な機能の適正な配置、都市機能の更新や防災性の向上
(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	・ 利根川、江戸川、東京湾、手賀沼等の豊かな水辺空間や都市緑地等における、自然的環境を生かした緑と水辺のネットワークの形成 ・ 八千代広域公園における、住民の憩いやレクリエーション活動の場としての施設整備の推進



§ 2 各都市計画区域の都市づくりの目標（計 11 区域）

【野田都市計画区域】

<基本理念>

- 自然環境と調和するうおいある都市
- 安全で利便性の高い快適な都市
- 生き生きと健やかに暮らせる都市
- 住民がふれあい協働する都市
- 豊かな心と個性を育む都市
- 活力とにぎわいに満ちた都市

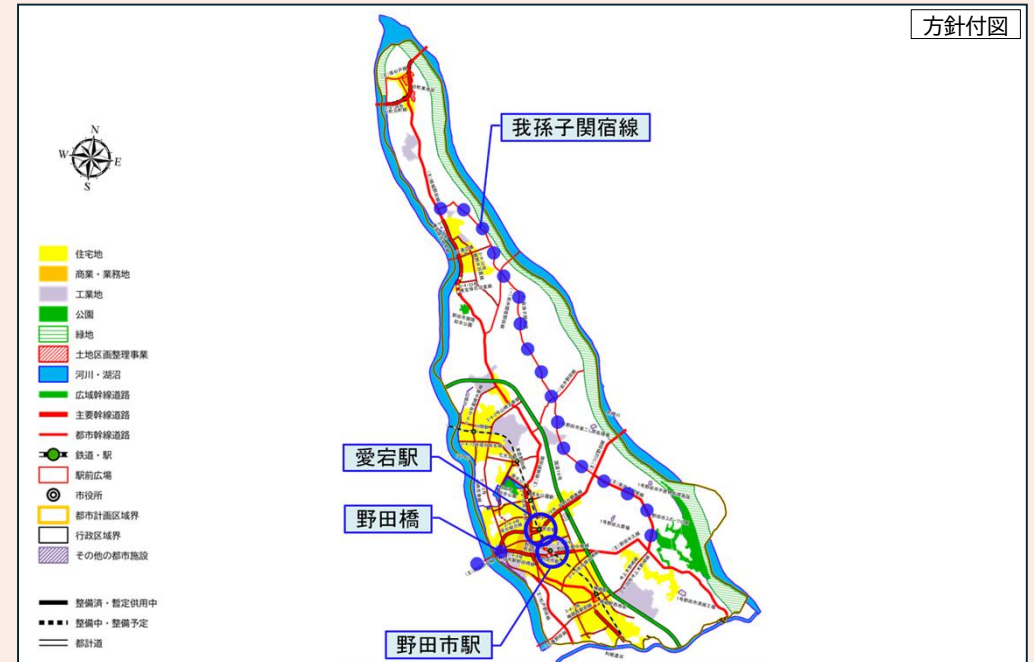
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・愛宕駅周辺、野田市駅地区、中野台地区及びその周辺における土地利用の再編及び高度利用への転換
都市施設	・交通負荷の低減に向けた主要地方道我孫子関宿線等の整備及び野田橋4車線化による交通の円滑化
市街地開発事業	・梅郷駅西地区、野田市駅西地区、台町東地区及び関宿元町地区における土地区画整理事業の促進
自然的環境	・野田市関宿総合公園及び野田市スポーツ公園の整備促進

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	152.6千人	137.0千人
市街化区域内人口	119.6千人	113.0千人

※人口フレームの変更のみ



【流山都市計画区域】

<基本理念>

- 安心・安全で快適に暮らせるまち
- 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち
- 良質な居住環境のなかで暮らせるまち
- 賑わいと魅力のあるまち
- 誰もが自分らしく暮らせるまち
- 子どもをみんなで育むまち

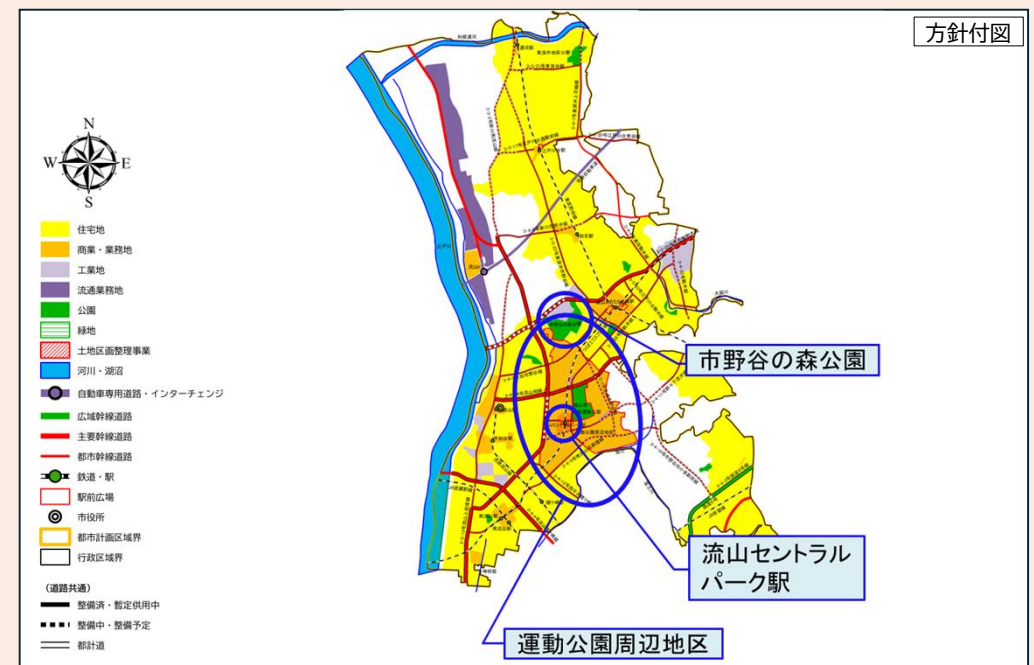
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・流山おおたかの森駅周辺における商業・業務・文化・行政機能の集積
都市施設	・つくばエクスプレス及び常磐道流山インターチェンジの二大交通条件に対応した円滑で安全な交通体系の確立 ・3・2・25号下花輪駒木線等の整備の推進
市街地開発事業	・運動公園周辺地区における土地区画整理事業の推進
自然的環境	・2号近隣公園（運動公園周辺地区）及び市野谷の森公園の整備推進

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	199.8千人	206.0千人
市街化区域内人口	188.6千人	198.0千人

※人口フレームの変更のみ



【松戸都市計画区域】

<基本理念>

- 安心して住める住まいと地域がある都市
- 都市の魅力を感じるまちなかと多様な働く場がある都市
- 水・みどり・歴史に囲まれて生活できる都市
- 誰もが楽しく快適に移動できる都市 ○災害から守られた安全な都市

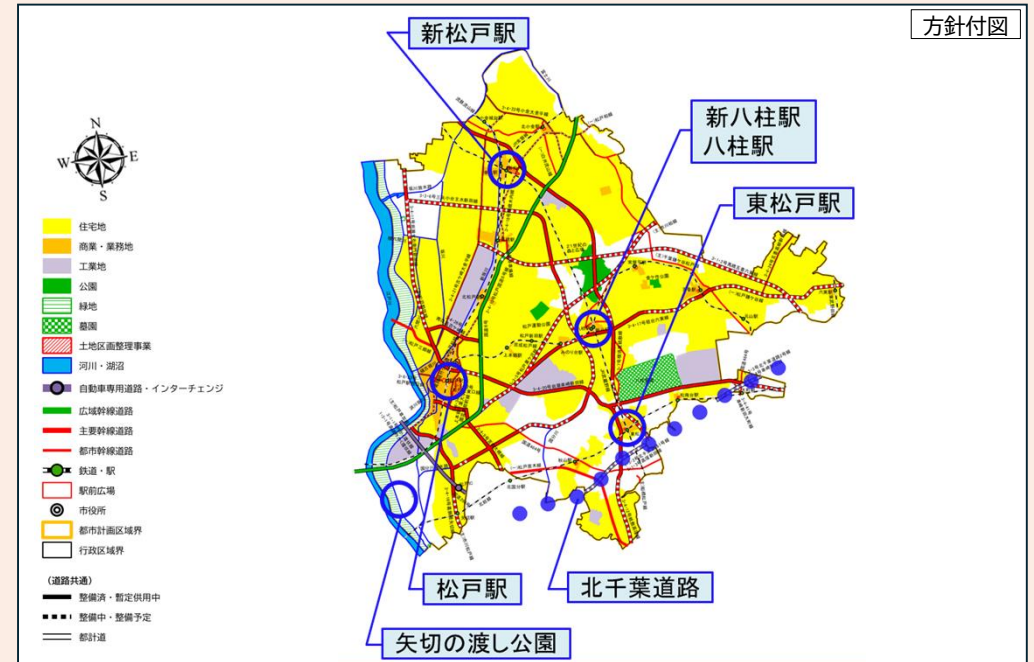
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	- 松戸駅周辺は広域的な中心商業地として配置 - 新松戸、新八柱・八柱、東松戸駅周辺は商業地として配置
都市施設	- 広域交通体系の整備と地域交通体系の積極的整備 1・3・3号北千葉道路2号線、3・1・4号串崎新田線等の整備の推進
市街地 開発事業	- 松戸駅周辺地区等における市街地再開発事業の促進 - 相模台地区等における土地区画整理事業の促進
自然的環境	21世紀の森と広場、矢切の渡し公園等の整備促進 - 矢切地区特別緑地保全地区の決定

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	498.2千人	509.0千人
市街化区域内人口	481.3千人	499.0千人

※人口フレームの変更のみ



【柏都市計画区域】

<基本理念>

- もっと、創造的なまちへ
- もっと、居心地のよいまちへ
- もっと、地域の個性が輝くまちへ

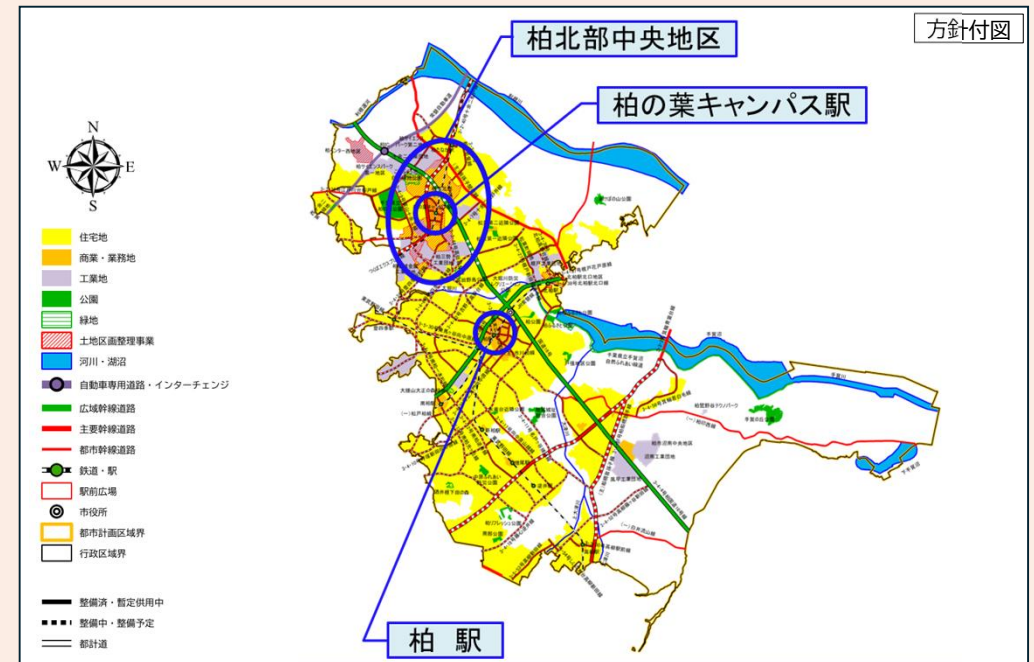
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	- 柏駅周辺地区における高度な商業機能等の集積 - 柏の葉キャンパス駅周辺における商業・業務地の集積、土地の高度利用
都市施設	- 広域通過交通と地域内交通との分離、効率的ネットワークの実現 3・2・40号十倉二船戸線等の整備の推進
市街地 開発事業	- 柏駅西口北地区における市街地再開発事業の促進 - 柏北部中央地区等における土地区画整理事業の推進
自然的環境	- あけぼの山公園等の整備促進 - 酒井根西特別緑地保全地区の決定

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	426.5千人	422.0千人
市街化区域内人口	407.5千人	410.0千人

※人口フレームの変更のみ



【我孫子都市計画区域】

<基本理念>

- コンパクトな都市構造の維持
- 活力とにぎわいのある都市づくり
- 地域資源や立地特性を生かした都市づくり
- 安全・安心な都市づくり

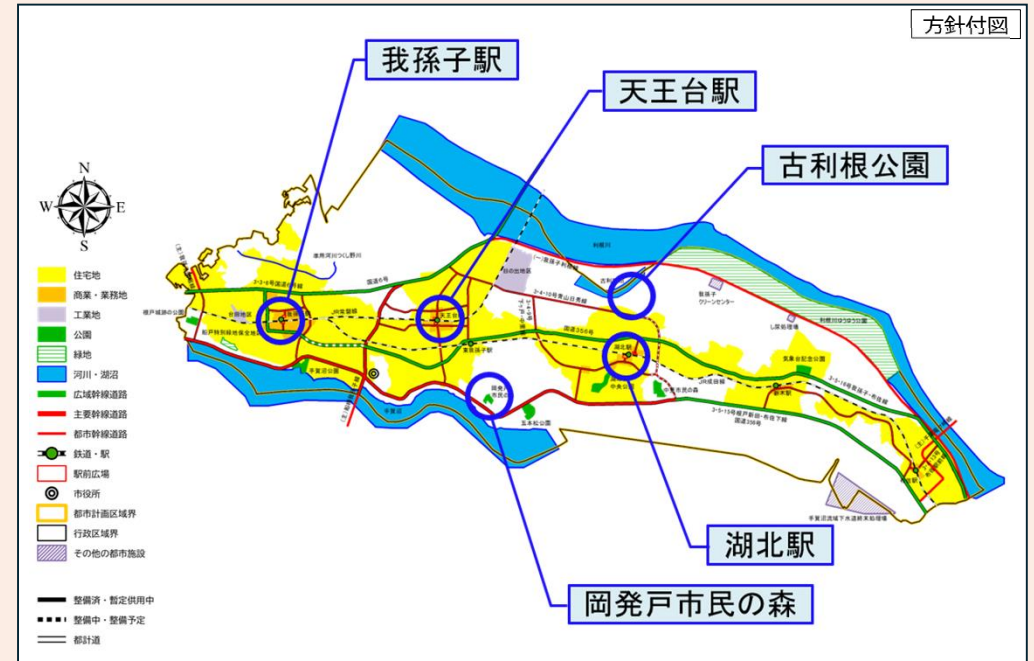
<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・ <u>我孫子駅周辺における中心商業・業務地としての機能の充実と土地の高度利用</u> ・ <u>天王台駅、湖北駅、新木駅及び布佐駅周辺における地区拠点にふさわしい商業・業務機能の充実と土地の高度利用</u>
都市施設	・ 良好な居住環境を保全する交通体系の確立 ・ 3・5・16号我孫子・布佐線等の整備の推進
市街地開発事業	—
自然的環境	・ <u>古利根公園、岡発戸市民の森、中里市民の森、根戸城跡の公園の整備促進</u>

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	130.5千人	123.0千人
市街化区域内人口	124.0千人	120.0千人

※人口フレームの変更のみ



【鎌ヶ谷都市計画区域】

<基本理念>

- にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- 誰もがいきいきと、安心して暮らせるまちづくり
- 緑あふれる持続可能なまちづくり

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・ <u>鉄道4路線の総合乗換駅である新鎌ヶ谷地区における土地の高度利用</u> ・ <u>新鎌ヶ谷駅及び初富駅周辺の既成市街地における道路等の都市基盤に合わせた土地の高度利用</u>
都市施設	・ 自動車交通と公共交通との適正な機能分担 ・ <u>1・3・1号北千葉道路等の整備推進</u>
市街地開発事業	・ 鎌ヶ谷五・六・七丁目地区、初富駅周辺地区、新鎌ヶ谷駅周辺地区、北初富駅周辺地区における、市街地開発事業による都市基盤の整備促進
自然的環境	・ 市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する総合的な公園の計画的整備

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	109.9千人	104.0千人
市街化区域内人口	101.1千人	96.0千人

※人口フレームの変更のみ



【浦安都市計画区域】

<基本理念>

○「人が輝き躍動するまち・浦安」の実現を基本理念とし、住宅ゾーン・工業ゾーン・アーバンリゾートゾーンそれぞれの個性や活力を活かしながら、これらのゾーンが「拠点とネットワーク」により連携する都市づくり

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・浦安駅周辺地区及び新浦安駅周辺地区における土地の高度利用 ・堀江・猫実・当代島地区の密集市街地における建物の不燃化促進等
都市施設	・各規格の道路を適切に配置し、生活を支える機能的な道路網の形成 ・3・1・1号線及び3・1・2号線の整備推進
市街地開発事業	・堀江・猫実・当代島地区における公共空地の確保と再整備 ・浦安駅周辺地区の快適性、防災性、交通利便性向上のための再整備
自然的環境	・墓地公園、（仮称）臨海公園、高洲海浜公園、緩衝緑地及び緑道の整備促進

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	171.4千人	174.0千人
市街化区域内人口	171.4千人	174.0千人

※人口フレームの変更のみ

【市川都市計画区域】

<基本理念>

○都市と自然が共存し、便利で快適に暮らせる都市
○誰もが安全で快適に移動・交流できる活気あふれる都市
○水・緑・文化が織りなす魅力あふれる安らぎの都市
○災害に強く、安心して住み続けられる強靱な都市
○都市と自然がともに発展する持続可能な都市

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	・本八幡駅、市川駅、行徳駅周辺地区における商業・業務機能の充実と都心居住の誘導、都市基盤の整備に合わせた土地の高度利用
都市施設	・広域通過交通と地域内交通の分離、効率的な道路ネットワークの実現 ・3・3・9号柏井大町線や3・6・32号市川鬼高線等の整備
市街地開発事業	・本八幡駅北口地区における市街地再開発事業の促進
自然的環境	・北部の斜面林及び中山法華経寺等の文化財と一体となった樹林地の保全

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	496.7千人	501.0千人
市街化区域内人口	481.5千人	492.0千人

※上妙典・田尻地区において、地形地物の明確化による境界整理（約0.1ha）を行う

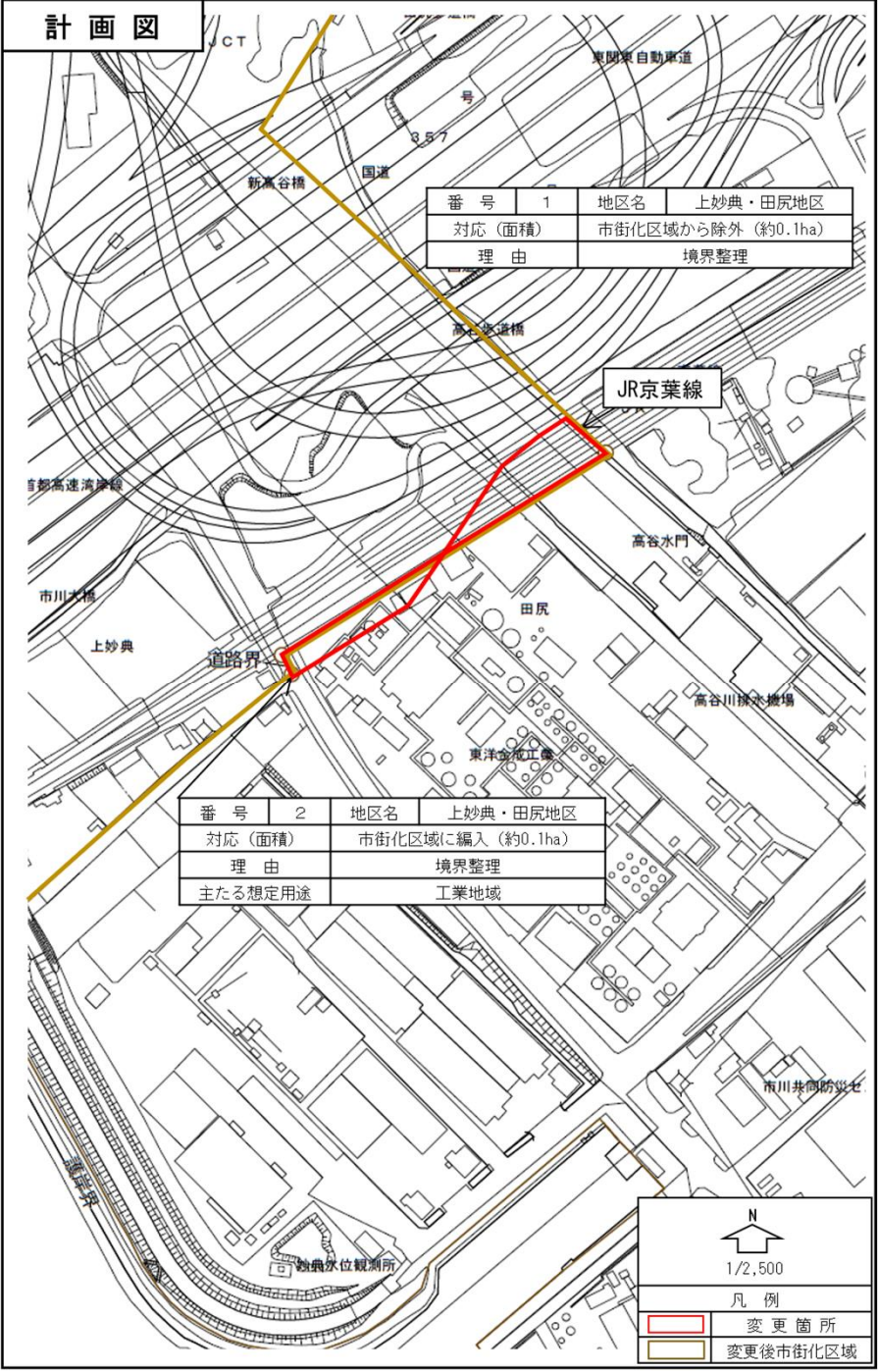
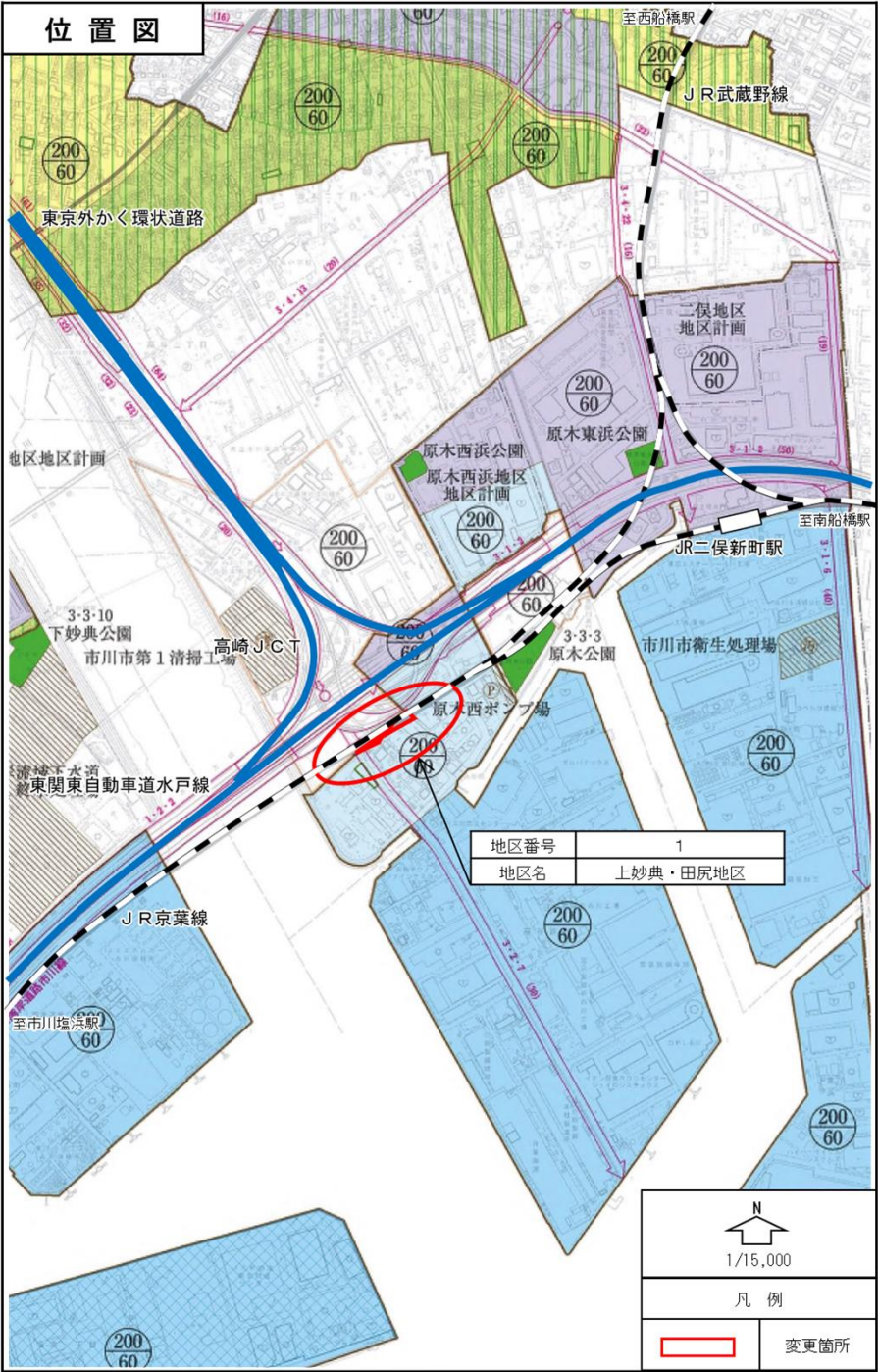
方針付図



方針付図



市川都市計画区域区分の変更について



【船橋都市計画区域】

<基本理念>

- 交流により発展し便利で住みよいまちづくり
- 誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり
- 自然と人と産業が調和したまちづくり

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	- 船橋駅、津田沼駅、西船橋駅周辺地区等における土地の高度利用 - 臨海部の商業地が集積する地区における賑わいの創出や回遊性の向上
都市施設	- 都市間の交通需要に対する幹線道路網を形成 3・3・7号南本町馬込町線、3・4・27号前原東飯山満町線等の整備促進
市街地 開発事業	- 船橋駅南口地区C1、C2街区における市街地再開発事業の促進 - 飯山満地区、海老川上流地区における土地区画整理事業の促進
自然的環境	多くの樹林地が残されているアンデルセン公園や県民の森を中心とした北部地域における自然的環境の保全と緑のネットワークづくり

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	642.9千人	656.0千人
市街化区域内人口	604.1千人	619.0千人

※人口フレームの変更のみ



【習志野都市計画区域】

<基本理念>

- いつまでも住み続けたい「まち」
- 育み学び健康で笑顔輝く「ひと」
- すべてが協和し充実する「活動」

<主要な都市計画の決定の方針（主要なもの）>

土地利用	- 津田沼駅周辺における商業・業務・文化機能等の集積と土地の高度利用 - 新習志野駅周辺及び京成電鉄各駅周辺における多様な都市機能の集積、魅力的な駅前空間の機能充実
都市施設	3・3・1号東習志野実籾線や3・3・3号藤崎茜浜線等の整備 - 津田沼駅、新津田沼駅周辺地区等のバリアフリー化整備促進
市街地 開発事業	鷺沼地区における土地区画整理事業の促進
自然的環境	- 袖ヶ浦地区公園、茜浜近隣公園、鷺沼近隣公園等の整備促進 - 実籾都市緑地の整備促進

<区域区分の変更について>

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	176.2千人	180.0千人
市街化区域内人口	172.3千人	175.0千人

※人口フレームの変更のみ



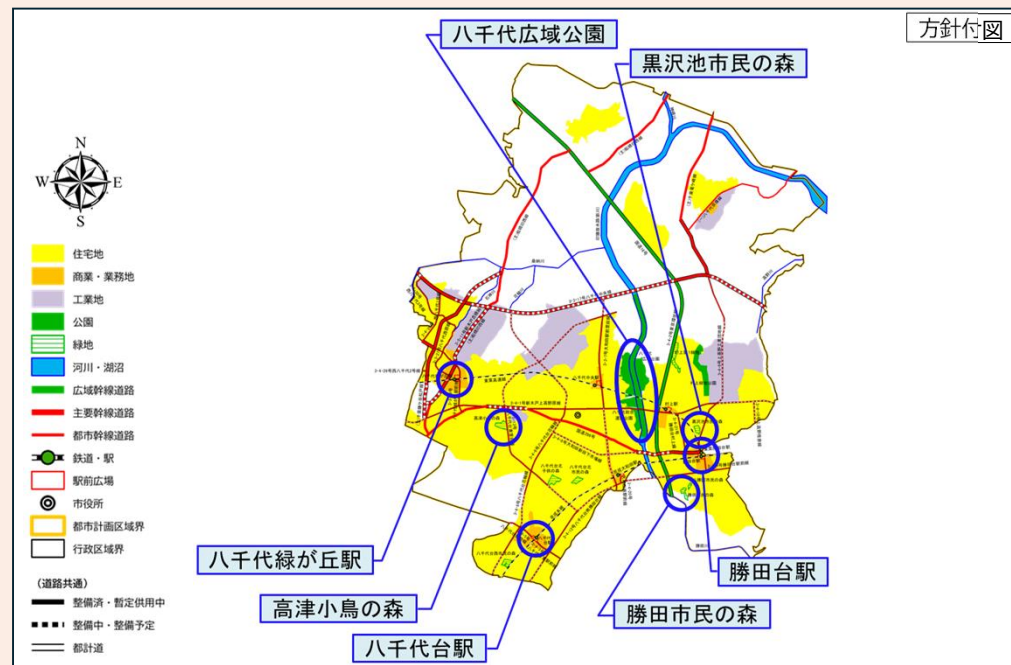
- 快適に暮らせる都市づくり
- 安心・安全で持続可能な都市づくり
- 産業を活かした活力ある都市づくり
- 自然と調和した都市づくり

土地利用	・勝田台駅、八千代台駅、八千代緑が丘駅周辺における土地の高度利用 ・八千代・上高野・吉橋工業団地における操業環境及び居住環境の保全
------	--

都市施設	・3・2・17号八千代中央線や3・4・6号八千代台台輪線等の整備推進 ・八千代台駅周辺地区及び勝田台駅周辺地区内における駐車施設の整備
市街地 開発事業	・京成大和田駅北側における市街地開発事業やその他の整備手法の検討
自然的環境	・<u>県立八千代広域公園、南部近隣公園の整備</u> ・高津小鳥の森、勝田市民の森、黒沢池市民の森等の整備促進

年次 区分	令和2年	令和17年
都市計画区域内人口	199.5千人	202.0千人
市街化区域内人口	186.0千人	188.0千人

※人口フレームの変更のみ



東葛・湾岸広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見書の要旨及び意見に対する考え方

意見書 提出者	意見書の要旨	意見に対する考え方
【東葛・湾岸】 A氏 (流山市)	県計画書では、都市づくりの五つの基本理念から、広域的長期的な視点で整備、開発、保全の三つを調和させることを重視した計画方針と理解するが、県の基本理念に対し、流山区域は目標として、自然、都市環境、景観等の保全を標榜しながら、現状と現場レベルでは巧妙に開発を優先しており、齟齬がある。 目指すイメージとして「都心から一番近い森のまち」「水辺と緑の魅力にふれあえる持続可能な都市」と自然を強調しているが、「自然や歴史、文化」に関する部分がより抽象的表現に変更されている。 また、各所に流山 I C 周辺での産業、物流系利用に言及があるが、既に多くの物流倉庫が建設され、産業振興として画一的で多様化に欠け、CO₂も増加する。 調整区域、治水、防災、景観保全との関係では、自然との調和保全部分も削除された。 市の計画や対応は、雇用や税収が上がれば良いという理由で、流通業務地開発、物流ターミナルを優先しているようにも見える。雇用税収も重要だが、将来に残す部分との矛盾をよく示している。 将来像に掲げる「森」や「水辺と緑」、従来からの価値を重視した調和のとれた計画への修正を求める。	変更案では、広域都市圏の自然的環境の保全と質の高い生活環境の整備に関する方針として、「都市の緑地は、雨水の貯留・浸透による浸水被害の軽減、急傾斜地等における土砂災害防止、カーボンニュートラル、生物多様性、レクリエーション、防災、景観への寄与など、多面的な機能を有するグリーンインフラとして保全・創出を目指す。」「地域に愛着を持つことができるよう、良好な景観の形成に取り組むとともに、地域特性に応じた都市公園の拡充や都市における緑の保全・創出等、自然的環境の保全と再生等を目指すとともに、利根川、江戸川、東京湾、手賀沼などの豊かな水辺空間や都市緑地等は、ゆとりや潤いを与える資源として保全・活用を図る。」と位置づけております。 また、流山市都市計画マスタープランでは、流山 I C 周辺において、「広域幹線道路を生かした産業・物流系等の土地利用が図られる地区については、景観計画との整合及び自然環境や営農環境との調和を図る」とされ、流山市景観計画では、流山 I C 周辺を含む新川耕地区域の一部について、産業・物流系等の土地利用が進み、これまでの景観が大きく変化することが想定されている。今後、新川耕地区域では、この変化を見据え、緑豊かで良好な景観を保全及び創出していくことが求められ、立地する建築物に一定の基準を設け、良好な景観の形成と質の高い空間の保全と創出を図るとしてしています。 ご意見の内容については、このような状況を踏まえ、引き続き流山市において、地元とも調整を図りながら、まちづくりを進めていくものと考えています。

意見書 提出者	意見書の要旨	意見に対する考え方
【東葛・湾岸】 B氏 (柏市)	柏の葉キャンパス駅周辺について、「歩行環境の充実」「健康・交流・創造のまちづくり」「柏駅周辺とは異なる非日常性の創出」という方向性が示されている点に、大変共感している。 バリアフリー整備は進みつつあるが、障害児者や医療的ケア児、その家族にとっては、物理的な移動のしやすさだけでなく、心理的ハードルも依然として大きな課題である。 そのため、今後の歩行環境整備においては、単なる移動円滑化だけではなく、「歩きたくなる」「滞在したくなる」空間づくりや、多様な人が自然に街へ参加できる環境整備の視点がより重要になると感じている。 特に柏の葉エリアが掲げる「健康」は、身体的な健康だけでなく、障害児者や医療的ケア児家庭が安心して外出し、街の中で過ごせることも含めた概念として捉えていただきたい。 柏の葉が、多様な人々が安心して外出し、自然に交流や参加ができる、インクルーシブな未来都市のモデルとなることを期待する。	変更案では「市街地内においては、ライフスタイルの変化への対応や都市におけるウェルビーイングの向上のため、居心地が良く歩きたくなる歩行者中心の空間づくりなど、魅力的な空間形成を図る。」と位置づけており、柏の葉キャンパス駅を中心とする柏の葉地域では、柏の葉国際キャンパスタウン構想がとりまとめられ、公・民・学連携のまちづくりが進められています。なかでも、歩行環境については、「柏の葉ウォークアブルデザインガイドライン」がまとめられ、歩行を誘発する街路環境などの整備が進められているところです。引き続き、関係部局や柏市とともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」やガイドライン等を踏まえたまちづくりに取り組んでまいります。

市町村	意見の内容	意見に対する考え方
浦安市	【修正案】 (P 1 2)「区域区分の決定の有無の根拠」 本区域は、昭和 44 年の地下鉄東西線の開通を契機に旧市街地の開発が外縁的に拡大され、また、一方公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発等により急速な都市化が進み、公有水面埋立事業により市域が拡大されるごとに、市街化区域に編入し、<u>都市計画区域</u>全域が市街化区域として、現在に至っている。こうした中、人口も一貫して増加してきたが、現在は概ね横ばいで推移している。 本区域は、埋立地における開発が最終盤となり、成熟期を迎えているが、人口減少・超少子高齢社会の到来、激甚化する自然災害への対応など、本区域を取り巻く状況は大きく変化してきている。このような社会・自然的環境の変化に対応し、<u>まちの持続的な発展に向けた都市づくりを推進するため、今後も区域区分を継続する。</u> 【修正前】 (P 1 2)「区域区分の決定の有無の根拠」 本区域は、昭和 44 年の地下鉄東西線の開通を契機に旧市街地の開発が外縁的に拡大され、また、一方公有水面埋立事業に伴う大規模住宅開発等により急速な都市化が進み、公有水面埋立事業により市域が拡大されるごとに、市街化区域に編入し、<u>市域全域</u>が市街化区域として、現在に至っている。こうした中、人口も一貫して増加してきたが、現在は概ね横ばいで推移している。 本区域は、埋立地における開発が最終盤となり、成熟期を迎えているが、<u>新型コロナウイルス感染症の影響による住民のライフスタイルや価値観の変化、人口減少・超少子高齢社会の到来、激甚化する自然災害への対応</u>など、本区域を取り巻く状況は大きく変化してきている。このような社会・自然的環境の変化に対応し、<u>都市づくりを推進するため、今後も区域区分を継続する。</u>	・「市域全域」と「都市計画区域全域」については、河川の取扱いの変更の反映もれのため「都市計画区域」に修正します。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による住民のライフスタイルや価値観の変化については、令和 6 年 3 月に策定した「都市計画見直しの基本方針」や国土交通省が公表した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」に盛り込まれている内容であり、修正の必要はないと考えます。 ・社会・自然的環境の変化に対応した都市づくりの推進についても「都市計画見直しの基本方針」の基本的な考え方にあることから、修正の必要はないと考えます。 ・なお、ご意見の内容は変更案と方向性が異なるものではないことから、具体のまちづくりにあたり配慮していただければと思います。